古事記講讀Ⅱ　補注

第六十五回（通計第百四十四回）

令和三年九月一日

下つ巻　仁徳天皇

四、女鳥王と速総別王の反逆

一、庶妹女鳥王を乞ひたまひき

○『「乞ふ」と「恋ふ」との違いについて』の一考

本文中の既出の「乞ふ」のおもな例をあげると、「十拳を乞い取り」「みすまるの殊を乞い取り」（三六頁）、「食物を大氣津比売神に乞ひき」（四二頁）、「『各さちを相易へて用ゐむ』と謂ひて、三度乞ひたまへども」「其の兄強ちに乞ひ徴りき」（七九頁）、「後妻が、肴乞はさば」（八六頁）等がある。これらでわかるように「乞ふ」は、何か物を欲することをいう場合が多い。万葉の「みどり児の、乞ひ泣くごとに」（万二・二一〇）（幼子が物を欲しがって泣くたびに）、「みどり児の、乳乞ふがごとく」（万一八・四一二二）（幼子が乳をほしがるように）、などもそうである。だから「乞ふ」は、一方、「天地の 神を乞ひつつ 我待たむ はや来ませ君 待たば苦しも」（万一五・三六八二）（天地の神に祈りながら私は待ちましょう。早くお帰りなさいあなた、待っているのはせつないので。）のごとく、祈るとか願うとかの意にも接する。

○男女のことでいえば仲人を立てて「女鳥王を乞ふ」となるのも、「乞ふ」が頼みごとであるからで、その点「恋ふ」との違いは明白である。「恋ふ」は「黒日売に恋ひ」（一七七頁）の条に見たとおり、どうしようもなく相手にひかれることをいう。兄がイヅシヲトメを「乞へども」手に入れえなかったのに対し、弟が首尾をとげたのは（一七六頁）、「乞ふ」ということをせず、ひそかに女のもとに出向き、相手をじかにとらえたせいであった。

○「乞ふ」と「恋ふ」の両語を、一首の中によみこんだ次の歌がある。

「さ寝初めて いくだもあらねば 白たへの 帯乞ふべしや 恋も過ぎねば」（万一〇・二〇二三）

（共寝をはじめてまだどれほどもたっていないのに（白たへの）帯をとれとおっしゃるのですか、恋の思いも晴れていないのに。）

このように「乞ふ」「恋ふ」の両語はハッキリ用法を異にしており、同根でもありえぬことがわかる。

二、強き　オゾシの用語でもあり、オゾマシイという語は今に生きている。気の強いこと。

○ここでの語りでは、天皇の望みをよそに、速總別王は異母妹女鳥王と「相婚ひき」となる。

古代では異母兄妹の間の結婚は禁止されぬのみか、むしろ望ましいものとされていたようだ。

三、閾　家や門の内と外をしきるため敷く横木。いまのシキヰ（敷居）にあたるが、古くはシキヰは坐るため下に敷くもの、ゴザやムシロの類をいう語。しかし一般ではシキミという語が、いつしか「席」の意のシキヰと合体し、シキミであったところのものをシキヰと呼ぶようになったのではないかと思われる。

四、織ろす機　誰が料ろかも　我が女鳥王の織っている布は、誰の着るものなのか。ハタは織機をも、またそれで織った布をもいう。「織ろす」は「織らす」の転。「誰が料ろかも」のタネは種で、素材のこと。

五、高行くや　速總別の　御襲料　「高行くや」は空高く飛ぶという意で、ハヤブサにかかる枕詞、そしてそれは同時に速総別へのほめ詞ともなっている。オスヒは女のところにかよう折に着るもの。ガネは「中昔の書どもに、后がね、博士がね、聟がね、など云る賀泥にて、此ら皆其になるべき予ての設下かたの意なれば、此も御おすひにすべき料と云ことなり」（記伝）とある。かくして自分はもう速総別王の妻だということを、むしろ挑発的に告げ知らせている。

六、この時　宣長はその「記伝」に「時の下、或は上に、後字の脱たるにや」と、ここの文体の変態なるを指摘している。ここの一文は、文の上下に二つの時をふくみ、「この時」か「その天……時」かいずれの時が次の「その妻……歌ひたまひしく」につながるのか不明さを醸している。

七、雲雀は天に翔る　云々　ヒバリは晴れた日に空高く上って鳴く小鳥で、日晴の転じた名。大伴家持の「うらうらに　照れる春日に　ひばりあがり　心悲しも　ひとりし思へば」（万一九・四二九二）（のどかに照っている春の日中に、ヒバリが舞い上り、心が悲しい。一人で思っていると）の有名な歌からも、そのへんのことが窺い知れる。すなわちここは「ヒバリは空に翔る、そのように高く飛び翔る速総別王よ。サザキ（仁徳）なんか捕り殺しちゃいなさいよ」というくらいの意になろうか。

八、梯立ての　倉椅山を　嶮しみと　云々　「梯立」は立ったはしごのこと、丹後の「天の椅立」も、昔、イザナギが天に通うため作ったものだと「丹後風土記」は伝えている。「梯立の」は「倉椅」のクラにかかる枕詞、また「梯立の　倉橋山に　立てる白雲　見まく欲の　我が

するなへに 立てる白雲」（万七・一二八二）（梯立の倉橋山に立っている白雲よ、見たいと思うちょうどその時、立っている白雲よ。）という歌もある。昔の倉はいわゆる高倉で、はしごを立てて上ったからクラにかかる。かくしてこの歌は、倉椅山がけわしいので、女は岩にとりつきかねてわが手にとりすがるという意。「岩かきかねて、我が手取らすも」の句は、ここでは二人手に手をとって逃亡するさまを思わせる。

九、梯立の 倉椅山は 嶮しけど 云々　この歌は、紀には「梯立の、嶮しき山も 我妹子と二人越ゆれば 安席かも」と出ている。記の歌では「梯立の」が「倉椅山」にかかる枕詞に用いられているのにたいし、紀では「嶮しき山」の修飾句になっていてやや趣を異にする。そしてそれをサガシにかかる枕詞と見ることもできなくはない。

十、宇陀の蘇邇　伊賀を経て伊勢に出る山中の谷。

○「日本地名伝承論」（池田未則）によると、「ソニはソネ（曾根）と同義、石礫の多い非肥沃地を指す語」という。奈良県だけでも、ソニ・ソネの地名が約十箇所を数えるという。紀によるに、両人は伊勢神宮に逃げこもうとして宇陀の方に出て素珥山にひそんでいたとある。記を読むに当たってもそれを念頭におくべきであろう。また、古代でも咎人の逃げこむ特定の聖域は一種のアジール（世俗の世界から遮断された不可侵の聖なる場所）だったのである。

十一、玉釧　「手首や臂につける腕飾り。古くは貝殻を用いてまん中に穴をあけて作ったが、のちに滑石や碧玉製のものが普通になり、金・銀・銅・ガラスを用いたものもある。貝輪の形をうけついで、放射線状の刻み目、もしくは山をつけたものが多いが、のちに複雑な模様を持つものや、鈴をつけたものも現れた。緒に玉を通して腕にまいたもの（これが玉釧に他ならぬが）もあったようである。両手につけるのが普通であったが、片手につけるときには左手につけたらしい」（時代別国語辞典）。つまりこれは当時の女たちの、目にたつ大事な装身具の一つで、とくに女鳥王の手につけていた玉釧は高級なものであったのだろう。万葉にも「玉釧 まき寝し妹を 目にも経ず 置きてや越えむ この山の岫」（万十二・三一四八）（玉釧）腕を巻き交わして寝た妻を、ひと月もたたないのに、残したまま越えて行くのか、この山の峰を）とある。

十二、氏氏の女等　皆朝参りしき　宮廷の主な祭儀や豊樂などの催されるさいには、氏氏の女も参加したようである。令制ではこれを「内外命婦ノ朝参」（後宮職員令）といい、現に仁徳紀ではこの「氏氏の女」に当たるところを「内外命婦」と記し、ウチトノヒメトネと訓ませている。内命婦は本人が五位以上の婦人、外命婦は五位以上の官人の妻をいう。山

部大楯の妻はこの宴席にすてきな玉釧を身につけて出たわけであった。

十三、引き退(の)け　席からはずすこと。

了